

AMAJ (アーユルヴェーダ・メディカル・アソシエイツ・ジャパン)会則

第1章 総則

(名称及び所在地)

第1条 本会は、AMAJ (アーユルヴェーダ・メディカル・アソシエイツ・ジャパン) (以下「本会」という。) と称する。本会の事務局は、福岡市に置く。

(目的)

第2条 本会は、福岡県を拠点に医療従事者や一般人向けに、インド伝承医学アーユルヴェーダの叡智を普及させ、九州をはじめ日本の医療にアーユルヴェーダを取り入れ、健康寿命を延ばし、地域社会に貢献することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。

- 1) 本会は、インド政府公認アーユルヴェーダ医師によるポッドキャスト等での情報配信を行う。
- 2) 本会は、資格講座、講習会、古典勉強会等を開催し、メディカル・アーユルヴェーダ検定等をはじめとした各種資格認定による、正しい知識と技能を持った人材育成を行う。
- 3) 本会は、e-ラーニングでのアーユルヴェーダ理論や実技などの指導を行う。
- 4) 本会は、アーユルヴェーダ以外にもヨーガやインド占星術の研究や情報発信を行う。
- 5) 本会は、インドなどの諸外国におけるアーユルヴェーダ治療体験等を行い情報共有する。

第2章 事務局

(設置)

第4条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。理事長を中心に、副理事長が事務局を運営する。

(書類及び帳簿)

第5条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- 1) 会則
- 2) 会員名簿及び会員に関する書類
- 3) 理事、監事に関する名簿及び書類
- 4) 収入、支出に関する帳簿及び証拠書類
- 5) その他必要な帳簿及び書類

第3章 名称使用

(名称使用)

第6条 会員は活動を行なう際、事前に申請することで「AMAJ (アーユルヴェーダ・メデ

ィカル・アソシエイツ・ジャパン)」の名称を使用することができる。その場合、「名称使用申請書」を事前に提出し、事務局に許可申請を行なうものとする。

第4章 会員

(資格)

第7条 本会の会員たる資格を有する者は、第2条(目的)に賛同し、活動できる者とする。

(構成)

第8条 会員は、3区分とする。

- 1) 個人正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人
- 2) 法人正会員 本協会の目的に賛同して入会した法人又は団体

(入会)

第9条 会員たる資格を有する者は、理事会の承認を経て本会に加入することができる。入会希望者は別紙の入会申込書を本会事務局に提出しなければならない。また、入会後において年度内の区分変更は原則として行わないものとする。

(会費)

第10条 正会員は、延滞なく所定の入会費及び年会費を支払わなければならない。

- 1) 入会費
10,000円
- 2) 年会費
年間 12,000円(月額 1,000円)
- 3) 徴収方法は、年会費一括を本会が指定する期日までに支払うものとする
- 4) 振込手数料は、本人の負担とする
- 5) 運営の上で必要であると理事会が承認した場合は、別途徴収することができる

(諸会費)

第11条 本会主催の活動に参加する者は、参加費等を納めるものとし、一般と会員とでは差別化を図るものとする。

(届出)

第12条 会員は、入会申込書の記載内容に変更が生じたときは、速やかにその旨を本会事務局に届け出なければならない。

(個人情報の取り扱いについて)

第13条 入会の際に登録した個人情報については、本会運営に関してのみ使用し、情報の漏洩を防ぐよう努める。

(会員の資格喪失)

第14条 会員は、次の各号のいずれか一つに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき

- 2) 死亡し、もしくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- 3) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- 4) 除名されたとき
- 5) 対象となる会員を除く総正会員の同意があったとき

2 会員は、前項の資格を喪失した時は退会したものとする。

(退会)

第15条 会員は1か月前までに本会事務局に通達した上で、別紙の退会申込書を提出し任意にいつでも退会することができる。ただし、残存分の会費及び経費の返還を求めることは出来ないものとする。未払いはこれを完納しなければならない。

(除名)

第16条 会員が本会の名誉を毀損した場合、また、会員が次の各号のいずれかに各当した場合、本会事務局からの通告により除名することができる。ただし、残存分の会費及び経費の返還を求めることは出来ないものとする。未払いはこれを完納しなければならない。

- 1) 本会及びその会員の名誉を著しく傷つける行為があったとみなされたとき
- 2) 重い刑事罰上の罰則を受けるなど、総会が会員として不適切と判断したとき
- 3) 会費の支払いなど本会の義務を怠ったとき
- 4) 本会の事業の利用について不正の行為をしたとき
- 5) 本会において政治活動または宗教活動、暴力団とのかかわり、マルチ商法やネットワークビジネス、勧誘活動などを行ったとみなされたとき
- 6) その他除名すべき正当な事由があったとき
- 6) 正当な理由なく1年以上会費を滞納したとき
- 7) 除名されたとき
- 8) 対象となる会員を除く総正会員の同意があったとき

(会員名簿)

第17条 本会は、会員の氏名または名称及び住所を記載した会員名簿を作成する。

(守秘義務)

第18条 会員は本会での活動を通じて知り得た会員の情報やアイデアを会の趣旨に反して利用しないものとする。

(自己責任)

第19条 会員は本会にて入手した情報、ノウハウに基づき自らの事業を実行、運営できる。ただし、その場合は自らの責任においてそれを行うものとし、それによって生じたいかなる損害、不都合について他の会員や本会事務局に損害賠償を請求しないものとする。

第5章 役員等

(種類及び定数)

第20条 役員の定数は、次の通りとする。

- 1) 理事長1人
- 2) 副理事長1人
- 3) 理事1人以上5人以内
- 4) 監事1人

2 本会は、前項の役員のほかに、次の者を置くことが出来る。

- 1) 会計1人以上3人以内

(選任)

第21条 役員は、総会において会員の中から、総会の議決によって選任する。

(職務)

第22条

- 1) 理事長 本会を代表し会務を総括する
- 2) 副理事長 理事長を補佐して業務を司り、理事長事故ある時はこれを代行し、事務局を統括する
- 3) 理事本会 業務執行の決定、理事職務の執行監督、代表理事の選任を行う
- 4) 会計 会計全般を処理し、事業を円滑に遂行できる環境を目標とする
- 5) 監事 法令・会則に沿っているかの評価を行い、監査報告書を作成する

(任期)

第23条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 次期役員が選任されるまでの間は、従前の役員がその任を行うものとする。

(信義則)

第24条 役員は、法令、会則などの定め並びに本会の決議を遵守し、本会のために忠実にその職を遂行しなければならない。

(役員報酬等)

第25条 役員報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会から受ける財産上の利益は、総会の決議を持って定める。

(顧問)

第26条

- 1) 本会に顧問をおくことができる
- 2) 顧問の員数は、2名とする
- 3) 理事の相談に応じることができる
- 4) 顧問は、理事会に出席して意見を述べるができる

第6章 総会及び理事会

(種別)

第27条 本会の意思決定に関する機関は、総会及び理事会とする。

(機能)

第28条 総会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 年度事業計画及び収支予算の決定
- 2) 年度事業報告及び収支決算の報告の承認
- 3) 役員に関する事項
- 4) 定款の変更
- 5) その他、本会の運営に関する重要な事項

2 理事会は、この規約に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- 1) 総会の議決した事項の執行に関すること
- 2) 総会に付議すべき事項
- 3) 会則の制定または変更及び廃止に関する事項
- 4) 会員の入会及び退会
- 5) 理事長、副理事長及び専務理事の選定及び解職
- 6) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第29条

- 1) 総会は、毎年1回開催するほか、理事会が必要と認めるとき、または会員総数の1/5以上から請求があった場合は、6週間以内に臨時総会を開催しなければならない。総会を開催するときは、総会の日時、場所及び審議事項を記載した電子メールによって通知する。
- 2) 理事会は、原則として役員全員、毎月第2火曜日10時より事務局にて開催する。審議事項がない場合は翌月に持ち越す場合もある。開催の有無は第1火曜日までに決定を行い、電子メールによって通知する。

(議決)

第30条

- 1) 総会は、これを構成する会員の1/3以上の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する
- 2) 理事会は、これを構成する役員の過半数の出席により成立し、その議決は出席者の過半数でこれを決する

(持ち回り会議)

第31条 審議すべき事案について、理事長が急施を要し、会議に付議する時間がないと認めるとき、または会議に付議する必要がないと認めるときは、事務局が各会員または理事あてに電子メールを送信することによる持ち回り会議を行うことができる。

(事業年度)

第32条 本会の事業年度は1年とし、毎年1月1日から12月31日とする。

(運営費)

第33条 本会の運営に必要な収入は、次のとおりとする。

- 1) 会員年会費
- 2) 法人年会費
- 3) 寄付金
- 4) その他の収入

第34条 本会は非営利団体であり、営利及び商業を目的とするところのものではない。

(事業計画と予算)

第35条 本会の事業計画及びこれに伴う予算案は代表理事が作成し、理事会で毎事業年度開始前に承認する。

(事業報告と決算)

第36条 本会の事業報告及び収支決算は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に理事会で作成し、総会の承認を得なければならない。

第8章 補則

(細則)

第37条 この会則の執行についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 附則

(会則の施行)

第38条 この会則は、平成29年4月13日から施行する。

平成29年4月13日改訂